

議案第五十八号

三朝町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について
次のとおり三朝町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正すること
について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、
本議会の議決を求める。

平成四年六月二十二日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成四年六月式拾参日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例

三朝町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（昭和四十五年三朝町条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「三三〇万円以上一、七〇〇万円以下」を「四一〇万円以上二、一〇〇万円以下」に改め、同条第二号中「一、三七五万円以下」を「一、七二〇万円以下」に改める。

第三条の二第一項中「二、〇〇〇万円」を「二、五〇〇万円」に改める。

別表中

一三、七五〇、〇〇〇円以下	三、三〇〇、〇〇〇円以上
一〇、三〇〇、〇〇〇円以下	三、〇〇〇、〇〇〇円以上
九、〇〇〇、〇〇〇円以下	二、七〇〇、〇〇〇円以上
八、一〇〇、〇〇〇円以下	二、四〇〇、〇〇〇円以上
六、九〇〇、〇〇〇円以下	二、一〇〇、〇〇〇円以上
六、〇〇〇、〇〇〇円以下	一、八〇〇、〇〇〇円以上
五、〇〇〇、〇〇〇円以下	一、五五〇、〇〇〇円以上
四、二〇〇、〇〇〇円以下	一、三〇〇、〇〇〇円以上

を

一七、二〇〇、〇〇〇円以下	四、一〇〇、〇〇〇円以上
一二、九〇〇、〇〇〇円以下	三、八〇〇、〇〇〇円以上
一一、三〇〇、〇〇〇円以下	三、四〇〇、〇〇〇円以上
一〇、一〇〇、〇〇〇円以下	三、〇〇〇、〇〇〇円以上
八、六〇〇、〇〇〇円以下	二、六〇〇、〇〇〇円以上
七、五〇〇、〇〇〇円以下	二、三〇〇、〇〇〇円以上
六、三〇〇、〇〇〇円以下	一、九〇〇、〇〇〇円以上
五、三〇〇、〇〇〇円以下	一、六〇〇、〇〇〇円以上

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成四年四月一日から適用する。